

平成30年度高齢者肺炎球菌 予防接種のお知らせ

■ 事業期間：平成31年3月31日まで！

【対象者】

宮古島市に住所があり、過去5年以内に肺炎球菌ワクチンを接種していない方で、下記に該当する方。

- ① 70歳以上の方
- ② 昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生の方。※誕生日を迎える前でも接種可能です。
- ③ 60歳～65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害のある方（障害手帳1級）

※公費負担額：4,000円（生活保護受給者は全額公費負担）

【注意】医療機関によって自己負担額が変わります。事前に各医療機関にご確認ください。

※予診票は平成30年5月中旬発送済みです。

【高齢者肺炎球菌個別予防接種 一部公費負担指定医療機関】

No.	医療機関名	電話	予約	No.	医療機関名	電話	予約
1	いけむら小児科	☎ 73-4970	—	10	砂川内科医院	☎ 73-0037	—
2	いけむら外科	☎ 73-6300	—	11	ドクターゴン診療所	☎ 76-2788	要予約
3	池村内科医院	☎ 72-3500	—	12	比嘉内科胃腸科医院	☎ 73-2161	—
4	いしみねクリニック	☎ 75-5878	—	13	宮古島徳洲会病院	☎ 73-1100	—
5	うおやすみやあす・ん診療所	☎ 73-3854	—	14	宮古リハビリ温泉病院	☎ 73-0800	—
6	あおはらクリニック	☎ 72-9806	—	15	徳洲会伊良部島診療所	☎ 78-6661	要予約
7	きしもと内科医院	☎ 79-0501	要予約	16	くらはし整形外科クリニック	☎ 75-5550	要予約
8	城辺中央クリニック	☎ 77-4693	要予約	17	たいら内科	☎ 73-8115	要予約
9	下地診療所	☎ 74-7878	要予約				

■お問合せ：健康増進課 予防係 ☎ 73-1978

※医療機関によって予防接種実施時間が異なります。事前に各医療機関へご確認ください。

地域包括支援センターのご紹介 **がんずう長寿**

「地域包括支援センター」って何？

地域包括支援センターは、宮古島市から委託を受けた地域の高齢者相談センターです。主に65歳以上の方の生活把握や支援を必要とする高齢者への適切な医療・介護・生活支援・予防等のサービスにつなげる役割を担っています。お気軽にご相談下さい。

地域包括支援センターひらら (担当地区：平良)

■住所：宮古島市平良字久貝 706番地 1
平良老人福祉センター内
■連絡先：☎ 75-0656 FAX75-0657

地域包括支援センターみやこ (担当地区：下地・上野・城辺・伊良部)

■住所：宮古島市平良字久貝 706番地 1
平良老人福祉センター内
■連絡先：☎ 79-0811 FAX79-0337

※地域包括支援センターみやこは、委託先変更に伴い住所・FAX番号が変更となっています。

■お問合せ：高齢者支援課 ☎ 73-1979

児童手当「現況届」の提出は忘れずに！

みやこじま
子育て応援団

この届けは、毎年6月1日現在の状況を確認し、児童手当を引き続き受ける要件があるのかを確認するために必要なものです。
提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなりますので注意してください。

■現況届は下記の日程で受け付けます。(住所地の庁舎での受付になります。)

平良地区

日にち	時間	場所	お問合せ
6月23日(土)	9:00 ~ 17:00	平良庁舎1階ロビー ※お昼時間(12時~13時) も受け付けます。	児童家庭課 家庭支援係 ☎ 72-3751(内403/419)
6月24日(日)			
6月25日(月)			

※今年度から、学区ごとの指定日はありません。

※駐車場の混雑が考えられますので、土日の来所にご協力をお願いします。

城辺・下地・上野・伊良部地区

日にち	時間	場所	お問合せ
6月25日(月)	① 9:00 ~ 11:30 ② 13:00 ~ 17:00	【城辺・下地・上野地区】 ・各庁舎の支所窓口 【伊良部地区】市民課窓口	城辺支所：☎ 77-2688
6月26日(火)			下地支所：☎ 76-6001
6月27日(水)			上野支所：☎ 76-2482 伊良部支所：☎ 78-6251

※平成30年度(平成29年1月1日～平成29年12月31日)の所得申告をしていない方は、現況届の受付ができません。

申告をしていない方は、6月20日(水)までに所得の申告を市役所1階 税務課窓口か各支所で行ってください。

国民健康保険加入者のみなさまへ

～正しい所得の申告をお願い致します。～

★18歳以上の方は、前年中の収入がなくても、扶養控除対象者でも、必ず申告して下さい。

申告をしないと、下記のような不利益が生じます。

- ①所得の低い世帯に対して適用される軽減制度を受けることが出来ません。
- ②高額療養費制度を活用する際の自己負担額が最も高い区分となります。
- ③国民健康保険税の減免制度の活用ができません。



■お問合せ：国民健康保険課 賦課徴収係 ☎ 73-1973

平成30年 緑の募金協力へのお礼

この度は「緑の募金」への心温まるご協力ありがとうございました。集まりました募金は、身近な緑づくりに活用するほか、貴重な水資源を確保するための森林整備などの緑の環境を守り育てるために活用させていただきます。

～緑の募金協力団体 内訳～

◆自治会：99件 ¥1,023,350 ◆学校：41件 ¥256,431 ◆企業等：25件 ¥259,600
◆国・県関係：15件 ¥78,030 ◆宮古島市役所：¥284,050 合計：181件 ¥1,901,461

■お問合せ：みどり推進課 ☎ 72-9784